

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年10月4日
<b>【会社名】</b>	カルナバイオサイエンス株式会社
<b>【英訳名】</b>	Carna Biosciences, Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 吉野 公一郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	神戸市中央区港島南町一丁目5番5号
<b>【電話番号】</b>	078-302-7039（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役経営管理本部長 相川 法男
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	神戸市中央区港島南町一丁目5番5号
<b>【電話番号】</b>	078-302-7039（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役経営管理本部長 相川 法男
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 290,239,910円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所  (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	14,090株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用しておりません。

- (注) 1. 平成24年10月4日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所は以下の通りです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	14,090株	290,239,910	145,127,000
一般募集			
計(総発行株式)	14,090株	290,239,910	145,127,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は145,112,910円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
20,599	10,300	1株	平成24年10月22日(月)		平成24年10月23日(火)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。  
4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
カルナバイオサイエンス株式会社 経営企画部	神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 三宮支店	神戸市中央区磯上通八丁目3番10号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
290,239,910	6,100,000	284,139,910

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登記関連費用並びに有価証券届出書、目論見書等の書類作成及びその助言費用等を予定しております。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、創薬事業及び創薬支援事業を事業セグメントとし、キナーゼタンパク質を標的とする経口の分子標的薬（低分子）の創製並びに当該分野に関連する製薬企業等の創薬支援を行っております。上記の差引手取概算額の使途としましては、当社の創薬事業における研究テーマの前臨床試験段階へのステージアップに伴って実施する前臨床試験に係る社内および外注費用、ならびに探索段階にある化合物群の社内研究テーマへのステージアップに係る研究開発費用に充当し、研究のスピードアップを図ってまいりたいと考えております。

世界における新薬研究は、大手製薬企業の収益を支えてきたブロックバスターと呼ばれる大型医薬品が次々と特許切れを迎えるなかで、新薬の研究開発競争は激化の一途をたどっております。このような事業環境の中で、当社を含むバイオベンチャー企業は新薬創製の長期にわたる研究開発ステージにおけるアーリーな段階の担い手としてその役割、期待は益々大きくなってきております。

当社は創薬事業を通して、いまだ満たされていない医療分野における要望であるアンメット・メディカル・ニーズを充足し、ひとがより人間らしく生きるためのお手伝いをする画期的な新薬の創製を目指し、創薬研究を行っております。当社が取り組んでいる新薬の創製研究は、キナーゼという細胞内に存在する情報伝達をつかさどるタンパク質の一種（酵素）をターゲットとして、キナーゼが関与する異常な情報伝達の結果として表れてくるさまざまな疾患を、これらキナーゼの異常な活性を阻害することで、病態の改善を図り、QOL（Quality of life）の向上に寄与することを目指し新薬の研究を進めております。現在は、その中でも特に、大腸ガンをはじめとする固形ガンや血液ガン等のガン疾患領域を重点領域として創薬研究を行っており、公的研究機関やバイオベンチャー企業等との共同研究を積極的に活用するなかで、研究を推進しております。さらに、これらガン領域に加え、リウマチなどの免疫炎症疾患、アルツハイマー病などの神経変性疾患を適応疾患とした新薬研究を並行して行っております。

当社の創薬事業におけるビジネスモデルは、当社もしくは共同研究機関において発見された標的キナーゼタンパク質を阻害し薬効が認められる低分子化合物について、薬効試験、毒性試験および動態試験を経て化合物構造の最適化を図り、薬効を高めつつ、毒性による副作用を低減し、体内における代謝や安定性の改良を行った上で前臨床候補化合物を特定し、動物を用いた前臨床試験を実施してまいります。当社は、これら研究段階における何れかの段階において、当社が創製した化合物の構造、用途などの知見に基づく知的財産権を大手製薬企業等に導出（ライセンスアウト）し、その対価として、導出時の一時金、その後の研究の進展にともなうマイルストーン収入ならびに新薬が上市した後の売上に対応したロイヤリティー収入を獲得するビジネスモデルであります。

当社は、上記の通り、大手製薬企業等に対して、キナーゼ阻害剤に係るライセンスアウトを実現するために、当社で現在推進しているキナーゼ阻害剤の創製研究において、動物を用いた前臨床試験を今後実施していく予定であり、本手取概算額は、それらに係る研究開発費用に充当する予定です。

上記にくわえて、今後当社が画期的なキナーゼ阻害剤に係る研究開発を永続的に推進していくために、新たな研究テーマを創出する研究開発費用（リード化合物の創出段階から最適化段階）に充当する予定です。

その内訳は下記の通りであります。

資金の用途	金額（百万円）	支出予定時期
当社創薬研究テーマに係る前臨床試験およびその付帯費用	250	平成24年10月～平成25年12月
新たな研究テーマを創出するための研究開発費用	30	平成24年10月～平成25年12月

なお、当社グループの創薬支援事業は、セグメント別営業損益において黒字となっており、当該手取金を充当する予定はございません。

また、支出時期までは、当該手取金を当社の銀行口座における預金として保有する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	小野薬品工業株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市中央区道修町二丁目1番5号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第64期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日) 平成24年6月29日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 第65期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日) 平成24年8月9日 関東財務局長に提出

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
取引関係	割当予定先の小野薬品工業株式会社は当社の取引先であります。小野薬品工業株式会社がやっている医薬品創製研究において、当社はキナーゼタンパク質の販売およびプロファイリング・サービスの提供等を行っております。

##### c 割当予定先の選定理由

「第1 募集事項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載の通り、当社は、創薬事業及び創薬支援事業を事業セグメントとし、キナーゼタンパク質を標的とする経口の分子標的薬（低分子）の創製並びに当該分野における製薬企業等の創薬支援を行っております。当社の創薬支援事業においては、製薬企業等の研究所や大学等の公的研究機関が主要顧客であり、キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発、プロファイリング、スクリーニング・サービスおよび細胞を用いたセルベースアッセイサービスの提供を主たる製品、サービスとして収入を獲得しております。これら製品群は、当社が創業以来培ってきたキナーゼタンパク質に係る創薬基盤技術に基づき提供されるものであり、自社において創薬研究（創薬事業セグメント）を同時に行っている当社の優位性を最大限活用した高品質かつ専門的な学術サポートを受けることが可能な製品・サービスとして、国内外の顧客に対して提供し、継続的に取引していただいております。

当社は、創薬支援事業の主要顧客として、割当予定先である小野薬品工業株式会社と取引を行っており、当社が提供する製品、サービスに対して高い評価をいただいております。こうした信頼関係のなかから、さらに当社製品、サービスの提供を行うことで緊密な協力関係を構築し、小野薬品工業株式会社がやっている新薬の創製研究に貢献してまいりたいと考えております。これらに加え、小野薬品工業株式会社への本第三者割当を契機とし、新規キナーゼのアッセイ開発に係る共同研究契約を締結する予定であります。当社が持つ創薬基盤技術と小野薬品工業株式会社が保有する技術のシナジーの中から、新規キナーゼのアッセイ評価系を構築してまいりたいと考えております。

以上のことから、割当予定先である小野薬品工業株式会社との協力関係の強化が、当社の創薬基盤技術の強化に寄与するものと考えており、当社の企業価値の向上につながるものと判断いたしました。

当社と小野薬品工業株式会社は、当社の既存の経営体制および経営方針を継続することについて合意しており、関係強化の中でシナジー効果を最大限発揮するよう取り組んでまいります。

d 割り当てようとする株式の数

14,090株

e 株券等の保有方針

当社は、本第三者割当について、割当予定先である小野薬品工業株式会社との間で、平成24年10月4日付で締結した『業務資本提携に関する基本契約書』に基づき、割当予定先が当社の株式について中長期の保有を行う方針であることを確認しております。また、割当予定先が発行日より2年以内に本割当予定株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告する旨ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約を依頼する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である小野薬品工業株式会社が関東財務局長に平成24年6月29日付で提出した第64期有価証券報告書（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）ならびに平成24年8月9日付で提出した第65期第1四半期報告書（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）に記載の財務諸表等について確認した結果、本第三者割当の払込みに十分な財産を有していることについて確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である小野薬品工業株式会社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の第一部に上場しており、同社が両取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項」の「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載の内容を確認した結果、当社は割当予定先が、反社会的勢力排除への取り組みを継続的に実施していることから、反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

発行価格に関しては、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成24年10月3日、以下「決定直前日」という）まで1ヵ月間の株式会社大阪証券取引所JASDAQグロース市場における当社普通株式の終値の平均値である20,599円をもって発行価格といたしました。

発行価格において、決定直前日まで1ヵ月間の終値の平均値を基礎とした理由は、当社が平成24年7月20日付で株式会社大阪証券取引所に対し「業績予想の修正に関するお知らせ」を提出し、当社の平成24年12月期通期連結業績予想について下方修正したこと等に伴い、株価は漸次下落傾向にあることから、当該文書の提出日である平成24年7月20日以前の株価を平均値算出に含めることについては、現在の当社株式の時価を算定する上で合理性を欠くと考えられ、その後市場で形成された株価の方が当社の直近の財政状態及び経営成績を公正に反映しているとの考慮に基づき、決定直前日にできるだけ近い一定期間の平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く、この発行価格が割当予定先にとって特に有利なものではないと判断いたしました。

以上により、小野薬品工業株式会社との交渉を経て、決定直前日までの1ヵ月間の平均値を用いることが合理的であると判断いたしました。

なお、発行価格(20,599円)は、決定直前日の終値(20,470円)に対し0.63%のプレミアム、決定直前日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(22,054円)に対し6.60%のディスカウント、決定直前日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(22,895円)に対して10.03%のディスカウントを行った金額となっております。

なお、当社の社外監査役3名より、当該発行価格は上記算定根拠を含め、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠しており、割当予定先に特に有利な発行価格ではない旨の意見を得ております。

#### b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される株式数は14,090株であり、本有価証券届出書提出日現在における発行済株式数58,710株(総議決権数58,710個)に対して24.00%の割合(総議決権数に対する割合24.00%)で、株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当を含む本割当予定先と当社との関係強化が、事業拡大による収益力の向上や財務体質の強化に寄与し、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当に係る株式の発行数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
小野薬品工業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目1番5号			14,090	19.35
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号(株式会社ジャフコ内)	3,138	5.34	3,138	4.31
CSK-VCライフサイエンス投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	2,853	4.86	2,853	3.92
吉野 公一郎	大阪府吹田市	2,000	3.41	2,000	2.75
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号(株式会社ジャフコ内)	1,540	2.62	1,540	2.12
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,095	1.87	1,095	1.50
バイオ・サイト・インキュベーション二号投資事業有限責任組合	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号	1,000	1.70	1,000	1.37
クリスタルゲノミクス社(常任代理人 英和法律事務所弁護士 尹 英和)	韓国ソウル市 ソンパゲー プンナップ ドーン アサン メディカルセンター アサンインスティテュート フォー ライフサイエンス セカンドビルディング6階	1,000	1.70	1,000	1.37
カルナバイオサイエンス役員持株会	兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目5番5号 BMA 3F	804	1.37	804	1.10
相川 法男	兵庫県神戸市中央区	700	1.19	700	0.96
計		14,130	24.07	28,220	38.76

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 平成24年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
3. 吉野公一郎及び相川法男各氏の所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。
4. 直近の株主名簿が確認できる平成24年6月30日以後において、CSK - VCライフサイエンス投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズより、以下の通り大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受けております。

提出日	提出文書	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)	提出事由
平成24年9月26日	変更報告書	東京都港区愛宕二丁目5番1号	2,365	4.03	株券等保有割合が1%以上減少したため

上記変更報告書には、株式会社ウィズ・パートナーズがCSK - VCライフサイエンス投資事業有限責任組合の無限責任組合員として2,365株を保有している旨記載されております。なお、株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株主の確認ができません。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。



## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第9期）及び四半期報告書（第10期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年10月4日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

第四部 組込情報の有価証券報告書（第9期）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

#### (1) 提出日

平成24年3月27日

#### (2) 提出理由

平成24年3月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### (3) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成24年3月23日

#### 決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

取締役として、吉野公一郎、相川法男、桑原慎一、柳原恒久の4名を選任する。

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
議案 取締役4名選任の件					
吉野 公一郎	27,088	1,280	0	(注)	可決 93.77
相川 法男	27,088	1,280	0		可決 93.77
桑原 慎一	27,053	1,315	0		可決 93.65
柳原 恒久	27,413	955	0		可決 94.89

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

#### 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第10期第2四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 3月23日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、カルナバイオサイエンス株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、カルナバイオサイエンス株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 3月23日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 3月23日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、カルナバイオサイエンス株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、カルナバイオサイエンス株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 3月23日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8 月 8 日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。